

平成21年(ワ)第47553号

原告 槌田敦

被告 東京大学ほか

原告準備書面(3)

2010年10月14日

東京地方裁判所民事第26部御中

原告 槌田敦

第一、本件の本質は憲法第23条(学問の自由)違反

被告東京大学は、かつて国家機関のひとつであった。現在は国立大学法人法による独立行政法人であって、準国家機関である。したがって、東京大学は、表現の自由を享有せず、また国民の学問の自由を守る立場である。

その東京大学が、東京大学発行の『地球温暖化懐疑論批判』という書物の冒頭部分において、学問の自由を享有する原告ら国民12名を名指しして、その議論に対し9項目の特徴とその結論を張り付けて否定的に人物評価し、学問の自由を侵害した(原告陳述書(甲15)p13、21行)。これは準国家機関による憲法23条違反である。

そして、この書物全体において、36項目にわたる議論をとりあげ、原告らに対して「一方的な、あるいは間違った認識に基づくもの(甲7p iii)」として具体的な反論をおこなった。これも、準国家機関による学問の自由に対する侵害であり、やはり憲法23条に違反する。

また、被告東京大学のこれらの行為は、国民の表現の自由に対する準国家機関による侵害でもあり、憲法第21条違反でもある。

さらに、東京大学が、原告ら12名に対して、9項目の特徴と結論を張り付けたことは、科学者としての名誉の毀損である(甲15p9)。東京大学は準国家機関であって表現自由を享有していないためこの名誉毀損を免責するための「公共の利害」を主張できず、また名誉毀損する業務上の必要性もない。したがって、民法第709条、第710条による名誉毀損であり、第723条(損害の回復)が適用される。

そのうえ、東京大学は、原告ら12名に対して科学者としての人格を否定する9項目の特徴とその結論を張り付けることを目的とし、加えて36項目の議論について原告らに反論することを目的にした『地球温暖化懐疑論批判』という書物(甲7、乙1)を発行し、またインターネット上に無料pdfで公開した。これらの業務は国立大学法人法第22条で許される業務ではない。したがって、国立大学法人法違反として、国家賠償の義務がある。

以上述べたとおり、本件事件は、東京大学による憲法第23条(学問の自由)および第21条(表現の自由)に違反する事件である。また民法第709条による名誉毀損事件であって、第710条、第723条による損害賠償が必要である。さらに国立法人法第22条に違反する業務を行なったことで、国家賠償法による責任も生じた。

この事件の発端は、「人為的CO₂による温暖化」に対策するという国策に協力する訴外小宮山宏前東京大学総長らにとって、もっとも困った存在が原告ら「懐疑論者、特に人為的温暖化否定論者」であった。そこで小宮山宏は、東京大学を利用して、原告らを誹謗中傷し、人身攻撃することにより、「温暖化懐疑論に終止符」を打とうとしたのである(甲7-7)。

これを受けて、被告住明正東大教授は、東京大学のIR3S/TIGS創刊号において、原告ら12名を名指して誹謗中傷する『地球温暖化懐疑論批判』という書物を発行することにしたものである。

かつて世界的に「地動説」、「進化論」、「反ルイセンコ説」、国内的には「滝川事件」、「天皇機関説事件」など反体制見解への弾圧事件があったが、本件東京大学事件は、「人為的CO₂の削減」という世界的規模で進める政治的課題を維持するために引き起こした歴史的事件と言える。

なお、2010年8月3日、原告は請求の趣旨の変更を申し立てたが、上記理由により請求の趣旨の再変更を本日付けで申し立てる。

第二、被告準備書面(3)第2に反論する

1. 被告東京大学は、その準備書面(3)において、東京大学の発行した書物『地球温暖化懐疑論批判』で9項目の特徴を原告ら12名の懐疑論者に張り付けたことについて、「同記載は地球温暖化問題という公共の利害に関する事項についての論評を主題とする意見表明であり、その目的は専ら公益を図ることにあり、・・・、原告の人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでもない」と主張している。

そもそも、被告東京大学は、国立大学法人法により設立された国立大学であって準国家機関であり、憲法第21条でいう表現の自由を享有しないから、特定個人に対して「論評を主題とする意見表明」をすることはできない。否定的な論評であればなおさら悪質である。

したがって、被告東京大学のこの主張は成立せず、その目的が専ら公益を図るか否かにかかわらず、被告東京大学によるこの行為は、憲法第23条(学問の自由)、憲法第21条(表現の自由)、民法第709条(不法行為)、国立大学法人法第22条(業務の範囲)に違反する。

よって、被告準備書面(3)第2で述べた被告の主張は無意味である。

2. さらに、当該記載について、被告東京大学は「その前提とする事実は主要な点で真実であり、原告の人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱したものではない」と主張する。

この主張については、真実であろうとなかろうと、また人身攻撃であろうとなかろうと、個人を名指しにして否定的に論評したのであるから、表現の自由を享有しない準国家機関である被告東京大学の行為は違法であり、この被告の主張に答える必要はない。

しかしながら、9項目の特徴に関する記述の内、ひとつでも真実ではなく、そして単なる誹謗中傷・人身攻撃であるならば、その違法行為はより深刻で悪質となる。その意味において、これら9項目の特徴に関する記述および被告東京大学の準備書面(3)p2における被告の弁解について反論する。(以下、特に断らないかぎり、書証は甲7(乙1と同じ)である)。

ただし、特徴(3)、(5)、(6)、(8)で被告が述べている代表例は、原告を対象にしたものではないので、この反論から外すことにした。

ところで、被告東京大学の挙げる9項目の特徴の代表例のうち多数の5項目が原告に対するものであることと、名指しした筆頭が原告であることからみて、原告は被告東京大学により集中的に攻撃されていることになる。

(1) 「既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している」

被告東京大学発行の『地球温暖化懐疑論批判』議論14の図6において、原因は結果よりも遅れることはないから、気温が原因で、結果はCO₂濃度増であると結論できる。ここには何らの誤解も曲解もない。

ただし、このCO₂濃度の表示はその長期的傾向を除いているので、この図ではCO₂の長期的傾向を論ずることはできない。そこで、原告らは別の方法により長期的傾向を除くことなく研究を進めた(甲6-1)。この研究は雑誌や単行本に引用されているのに、東京大学はその研究を無視して論じているから、故意に誤解・曲解をしているのは被告東京大学の方である。

また、被告東京大学は、海面水温とCO₂濃度増を示す図(議論14、図8)を示して、海面水温の上下に対してCO₂濃度が一方的に増加していることについて、このCO₂濃度増をいきなり人為起源と断定する。しかし、ここには人為起源であることを示す論理が欠如している。したがって、被告東京大学の方こそデータを曲解するものである。

つまり、原告らには何の誤解も曲解もなく、被告東京大学こそがデータを誤解・曲解して人為起源と主張しているのであるから、原告らに張り付けたこの特徴(1)は真実ではない。この一例だけからも、被告東京大学による誹謗中傷・人身攻撃であることが示される。

なお、この図は海面水温と大気中CO₂濃度の関係を示す図であるが、原告らは

気温偏差(1970年から30年間の平均気温との差)と大気中CO₂濃度の関係を示す図を分析し、CO₂濃度が増加しない気温偏差が、1970年から30年間の平均気温偏差に比べてマイナス0.6℃であることを発見した(甲6-1)。この気温偏差とCO₂濃度の図において気温偏差は常にマイナス0.4℃以上であるから、CO₂が増加しない気温偏差よりも常に高く、気温偏差の上下に関わらず、CO₂濃度は一方的に増加することになる。すなわち、CO₂濃度の一方的な増大は人為起源ではなく自然現象であった。

このことを(図8)の海面水温で示せば、この図における平均海面水温は18.4℃であり、大気中CO₂濃度の増えないと推定される海面水温はこれより0.6℃程度低い温度、17.8℃と推定される。測定した海面水温(18.1~18.7℃)はこれよりもすべて高い値であるから、常にCO₂濃度は増え続けることになり、上記と同じ結論が得られる。

このCO₂濃度が増大しない温度の発見について、原告らは気象学会誌『天気』に投稿した(甲6-1)。しかしながら、気象学会はこの掲載を拒否したので提訴した。一審、二審では敗訴したが、学問の自由(研究成果発表の自由)に対する侵害であることについて、最高裁でこれから審理されることになる。

(2) 「すでに十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する」

議論26において、気温に対するCO₂の効果はCO₂についての数値計算によるものである。これに対して、CO₂よりも温暖化効果の大きい水蒸気についてはその効果を80~90%と仮定するだけで、両者を合わせた数値計算をしていない。したがって、原告らは、水蒸気の効果は固定し、CO₂だけを計算して、CO₂による温暖化という結論を出すのは不当と主張しているのである。

別の言い方をすれば、熱帯や温帯の夏では水蒸気濃度は高く、水蒸気だけで温暖化効果は飽和しており、CO₂の出番はない。CO₂に温暖化効果のあるのは、寒帯と温帯の冬であって、水蒸気濃度が低くて放射冷却のある場合だけである。

このように、人為的CO₂温暖化説は、水蒸気の温暖化効果について「十分には考慮していない」のであるから、この特徴(2)も真実ではなく、単なる誹謗中傷・人身攻撃を目的にしていることが示される。

(4) 「定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する」

議論17において、IPCC(2001)は、光合成により世界の森林は増大したかのようように記述している。そこで、原告は、国連食料農業機関FAOのデータを引用して、IPCCの結論は世界の森林の減少という事実と反すると主張した(『a t(あっと)』

11号、2008年3月p65-83)。これに対して、被告東京大学は上記のように原告を攻撃した。

しかし、それは議論の仕方を間違えている。科学論争においては、立証責任は専門家の側にある。被告東京大学には専門家がたくさんいるから、東京大学はその主張を立証する責任がある。しかし、その専門家達でも原告が引用したFAOのデータを否定できないので、上記のように原告を単に非難する記述となるのである。

すなわち、この特徴(4)も真実ではなく、単に原告らを誹謗中傷・人身攻撃するためだけに記述したものである。

(7) 「問題となる現象の時間的および空間的なスケールを取り違えている」

議論14において、被告東京大学は、原告らの研究について時間的スケールを取り違えているというが、原告らは気温とCO₂濃度について35年間の長期的なデータ全部を使って長期的に解析している。被告東京大学は、これを数年規模の研究と誤読している。時間的なスケールを取り違えているのは被告東京大学の方である。

以上述べたように、特徴(7)も真実ではなく、誹謗中傷・人身攻撃のために記述されたものである。

(9) 「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」

被告東京大学は、三段論法とは何かを理解していないようである。議論18における被告準備書面(3)p6の記述では、大前提、小前提、結論が示されておらず、三段論法での何をどのように間違えたのか説明できていない。つまり、「三段論法の誤謬」という被告東京大学の指摘は真実ではない。

ところで、三段論法の誤謬をする者は科学者として失格であるから、原告に対して三段論法の誤謬をしたと指摘をしたことは、極めて悪質で深刻な誹謗中傷、人身攻撃である。

さて、三段論法の間違いをしているのは、被告ら人為的CO₂温暖化論者の方である。その論理は、①大気中のCO₂濃度は毎年増加している。②その年間増加量は人為的CO₂の55.9%に相当する。故に、大気中CO₂濃度増の原因は人為的CO₂である、と。このふたつの前提は単に数値の話であって、原因の話ではない。したがって、結論で原因を論ずるのは詭弁である。この詭弁に科学者たちも騙されて、現在の人為的CO₂温暖化説がてきあがったのであった。

さらに付け加えれば、気象学には滞留時間という考え方がある。気象ハンドブック(1984)朝倉書店p61には、大気中CO₂ではこの時間は2~4年とある(正しくは原告の計算による3.3年)。したがって、大気中のCO₂は3.3年で総入れ替えになるので、人為的CO₂もこの年数分以上大気中に留まることはない。これは気象学の

常識である。

これから計算すると大気中の人為的CO₂の濃度は最大でも8.5ppmであって、これ以上増えることはない(甲14-4、『CO₂温暖化説は間違っている』p166)。

測定開始以来50年間に増えたCO₂濃度はほぼ70ppmであるから、人為的起源の8.5ppmを引くと、残りのほぼ60ppmのCO₂は自然原因である。「CO₂削減」という世界的な政策は気象学の常識も無視しており、まったく無意味な主張であった。このように、人為的CO₂温暖化論者たちこそ、三段論法や気象学など基本的な論理で間違えているのである。

被告東京大学がその書物『地球温暖化懐疑論批判』において原告に張り付けた「三段論法などの誤謬」という特徴(9)は真実ではなく、極めて悪質で深刻な誹謗中傷、人身攻撃ということになる。

以上述べたように、原告に対する5項目の特徴の代表例は、1項目どころか5項目すべてにおいて真実ではなく、いずれも誹謗中傷であり、個人的な思想・行動に立ち入って人を誹謗中傷する人身攻撃であって、被告東京大学による極めて悪質な名誉毀損であることが示された。

第三、本件違法行為の動機について

本件・東京大学事件は、準国家機関の東京大学が、「人為的CO₂による温暖化対策」という国策を批判する科学者を貶めようとして、憲法第23条(学問の自由)を直接侵害した事件である。また、現在最高裁で係属中の別件・気象学会事件(甲6-1、-2)は、気象行政とのつながりの強い日本気象学会が、やはり憲法第23条で保障される研究成果発表の自由を侵害した事件である。

同様のことは世界的にも起こっている。国連の一機関IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、気温データ(甲5-1、-2)と氷河喪失(甲5-4)の記述を改ざんし、また論文発表を妨害した(甲5-6)。

そのような違反や不正を科学者がするのは、この「温暖化対策」という国際的な政策の根幹をなす「人為的CO₂による温暖化説」が揺らいできたからである。この揺らぎは、事実や理論によっては支えることができず、このような違法と不正で切り抜けようとしたものと考えられる。

以上

平成22年(ワ)第47553号

原告 槌田敦

被告 東京大学ほか

2010年10月14日

請求の趣旨再変更の申し立て

東京地裁民事部第26部 御中

原告 槌田敦

原告準備書面(3)に記述しましたように、本件の本質は、国立大学法人法により設立された被告東京大学という準国家機関による憲法第23条(学問の自由)侵害事件であることが分かりました。

これに加えて、被告東京大学による憲法第21条(表現の自由)侵害事件でもあり、また民法第709条および第710条(不法行為)による名誉毀損事件でもあり、さらに国立大学法人法第22条(業務の範囲)違反事件でもあることが分かりました。

よって、請求の趣旨を再変更いたしたく、申し立てます。

請求の趣旨

- 1、被告国立大学法人東京大学は、次の行為をしてはならない。
 - (1)『地球温暖化懐疑論批判』と題する書物の印刷、配布
 - (2)『地球温暖化懐疑論批判』と題する書物の内容のインターネット等による配信
 - 2、被告東京大学は、同法人のホームページ(http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html)のトップページおよび被告東京大学IR3S/TIGSのホームページ(<http://tigs.ir3s.u-tokyo.ac.jp/>)のトップページに、それぞれ別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1カ月掲載せよ。
 - 3、被告東京大学は、朝日新聞の朝刊全国版社会面広告欄に別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1回掲載せよ。
 - 4、被告らは原告に対し、連帯して金150万円およびこれに対する訴状送達の日から支払いまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 5、訴訟費用は被告らの負担とする。
- 旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

以上

別紙 謝罪広告目録

謝罪広告の内容

ホームページに用いるもの

謝罪広告 東京大学

東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』(2009年)という書籍を発行しましたが、その中で、人為的温暖化説に反対する12名の先生方を名指しして誹謗中傷・人身攻撃しました。

これは国立大学法人法で設立された準国家機関としての東京大学による憲法第23条学問の自由の侵害でありました。

また同時に、憲法第21条表現の自由の侵害、民法第709条、第710条名誉毀損、国立大学法人法第22条業務の範囲違反でもありました。

ここにお詫び申しあげます。なお、この『批判書』の印刷・配布および同内容のインターネット等による配信は全面的に撤回、削除いたします。

朝日新聞に用いるもの

謝罪広告 東京大学

東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』(2009年)という書籍を発行しましたが、その中で、人為的温暖化説に反対する12名の先生方を名指しして誹謗中傷・人身攻撃しました。

これは国立大学法人法で設立された準国家機関としての東京大学による憲法第23条学問の自由の侵害でありました。

また同時に、憲法第21条表現の自由の侵害、民法第709条、第710条名誉毀損、国立大学法人法第22条業務の範囲違反でもありました。

ここにお詫び申しあげます。なお、この『批判書』の印刷・配布および同内容のインターネット等による配信は全面的に撤回、削除いたします。